

中小特定同族会社の 留保金課税の撤廃

制度調査部
鳥毛 拓馬

2007年度税制改正シリーズ

【要約】

2007年度税制改正では、特定同族会社の留保金課税について、適用対象から中小企業(資本金または出資金の額が1億円以下の会社)が除外された。

今般の改正により、中小企業について、設備投資等の資金となる資本蓄積が促進されることが予想される。

本稿では、特定同族会社の留保金課税について概説したうえで、近年の留保金課税の改正について触れる。

1. 特定同族会社の留保金課税とは

特定同族会社とは、その会社の発行済株式数等の50%超を、1グループの株主が所有している会社をいう。

そのうち、特定同族会社であることについての判定の基礎となった1グループの株主等に、特定同族会社でない法人が含まれている場合には、その特定同族会社でない法人を除外して計算してもなお特定同族会社となるものについてのみ、留保金課税が適用される。

特定同族会社であるかどうかの判定は、その事業終了の時の現況による。

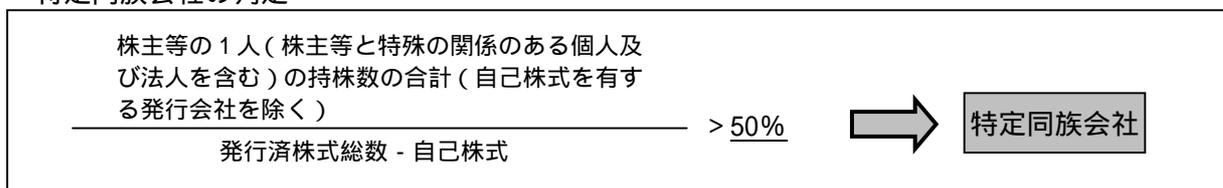
法人が株主に利益を配当した場合、株主側の所得として課税の対象になる。この株主側の所得税の超過累進課税(法人税率よりも高い)を回避するため、特に同族会社においては、必要以上に利益を内部に留保する傾向にある。

しかし、これでは、法人形態による企業の税負担と、個人形態による企業の税負担の均衡を欠くことになる。

そこで、特定同族会社が一定の限度額(留保控除額)を超えて各事業年度の所得等の金額を留保した場合、その金額(課税留保金額)に対し、通常の法人税のほかに、特別税率による法人税が課されることになっている。

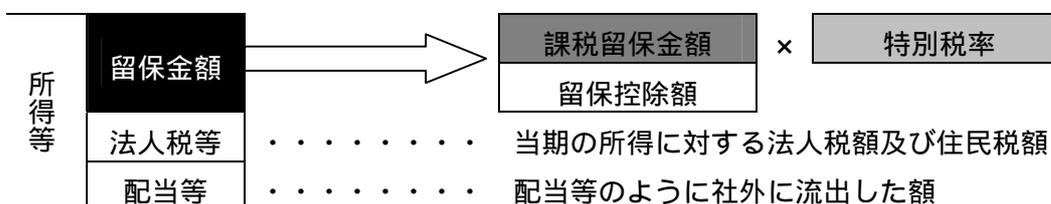
これが、特定同族会社の留保金課税である(法人税法 67 条 1 項)。この制度は、所得税の回避の防止を目的としている。

特定同族会社の判定



留保金課税額の計算

$$\text{留保金課税額} = [\text{所得等} - (\text{配当等} + \text{法人税等}) - \text{留保控除額}] \times \text{特別税率}$$



(経済産業省資料を基に大和総研制度調査部作成)

2 . 課税留保金額の計算方法

特定同族会社の各事業年度の留保金額が留保控除額を超える場合には、その超える部分の金額(課税留保金額)を図表 1 のように区分して、それぞれの金額に特別税率を乗じて計算した金額の合計額を通常の法人税額に加算する。

図表 1 課税留保金額と税率

課税留保金額の区分	特別税率
年 3,000 万円以下の金額	10%
年 3,000 万円を超え、年 1 億円以下の金額	15%
年 1 億円を超える金額	20%

(経済産業省資料を基に大和総研制度調査部作成)

留保控除額を超える部分に対してのみ課税しているのは、法人の正常な活動のために必要かつ合理的な留保や、債権者の保護のために必要な利益の積立を課税の対象にするのは適当でないからである。

また、超過累進税率が用いられているのは、この制度が所得税の課税回避を防止し、個人企業との間の税負担の均衡を図ることを目的としていることにかんがみ、所得税の税率構造のパターンに従う必要があると考えられるためである。

留保金額とは、当該事業年度の所得金額、受取配当金のうち益金に算入されなかった金額、益金に算入されなかった還付金の額、繰越欠損金の控除により損金算入された金額などの合計額等から、当該事業年度の法人税額・法人住民税額を控除した額をいう。

なお、事業年度が1年に満たない特定同族会社については、図表1の「年3,000万円」「年1億円」を12で除し、これにその事業年度の月数を乗じて計算した金額に、特別税率を乗じて計算する。この場合の月数は暦によって計算し、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。

また、課税留保金額は千円未満切捨てとし、事業年度が1年に満たない場合に計算される「年1億円」に相当する金額は千円未満切捨て(その切捨額が の切捨額より多いときは千円未満切上げ)とされる。

留保控除額は、図表2に掲げる金額のうち最も多い金額となる(法人税法67条3項)。

図表2 留保控除額

	2007年3月31日以前に開始する事業年度	2007年4月1日以後に開始する事業年度
所得基準額	所得等の金額の40%相当額 (中小特定同族会社は50%)	所得等の金額の40%相当額
定額基準額	年2,000万円	
積立金基準額	期末資本金の25%相当額から利益積立金を差し引いた金額	
自己資本基準額	自己資本比率の30%に達するまでの額 (自己資本比率が30%未満の中小特定同族会社のみ)	規定なし

(経済産業省資料を基に大和総研制度調査部作成)

3. 留保金課税の不適用の範囲

特定同族会社の留保金課税については、中小企業・ベンチャー企業の振興を図るため、青色申告書を提出する特定同族会社で、中小企業新事業活動促進法に規定する経営革新計画の承認を受けた中小企業者に該当する特定同族会社の場合には、2008年3月31日までに開始する事業年度について、留保金課税を適用しないこととされている。

4. 2007年度の改正内容

最近の改正の経過としては、まず2006年度税制改正で、制度の適用対象となる会社の判定について、3株主グループによる判定から1株主グループによる判定とされるとともに、一定の議決権等による判定が追加された。

また、留保控除額も拡充されたが、2006年度改正後も留保金課税に対しては、中小企業の財務基

盤の強化を阻害する面が残っているとの声があった。

中小企業にとって、設備投資等を行うための資金をしっかりともちこたえることや、信用力を向上し財務基盤を強化するためには、利益の内部留保が欠かせない。

経済活性化の観点から、地域の経済と雇用を支える中小企業の活性化が差し迫って大切な課題であり、また、ベンチャー企業等のイノベーションを援助し、競争力をさらに強くするといった政策的要請もあった。

そこで、2007 年度の改正では、事業年度終了のときにおける資本金または出資金の額が 1 億円以下の中小企業が留保金課税の適用対象から除外された。1954 年に留保金課税が導入されて以来、53 年ぶりに中小特定同族会社における留保金課税が撤廃されたのである。

財務省によると、改正により、2007 年度については 80 億円、2007 年度以後については 270 億円の減収を見込んでいる。

今回の改正により、資本金の額が 1 億円以下の中小企業が適用対象から除外されることになったことから、多くの企業が留保金課税の適用から外れることになるだろう。